

水害に強い地域づくりについて

- 各圏域の事業等は、関係市町の主体性を尊重し、市町と県が協働で実施することを基本とします。
- 相互に連携を図り、取り組みを進めています。

協議会の構成

事務局
市町(会長)、国(河川事務所)
県(土木事務所、流域治水政策室)

圏域協議会 ... 副市長、学識経験者、行政委員

担当者会議 ... 関係機関担当者

ワーキンググループ ... 関係者、関係機関担当者

(行政機関)
防災情報WG

(住民+行政)
水害に強い
地域づくり
住民WG

(住民+行政)
土砂害に強い
地域づくり
住民WG

避難勧告等
判断基準

地域防災力の向上
安全な住まい方等



圏域名	設置年月	関係市町
琵琶湖湖南	平成16年08月～	大津市・草津市・守山市・栗東市・野洲市
湖北圏域	平成19年06月～	長浜市・米原市
東近江圏域	平成20年11月～	近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町
甲賀圏域	平成23年3月～	甲賀市・湖南市
高島地域	平成25年8月～	高島市
湖東圏域	平成27年2月～	彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町

圏域協議会の全体計画

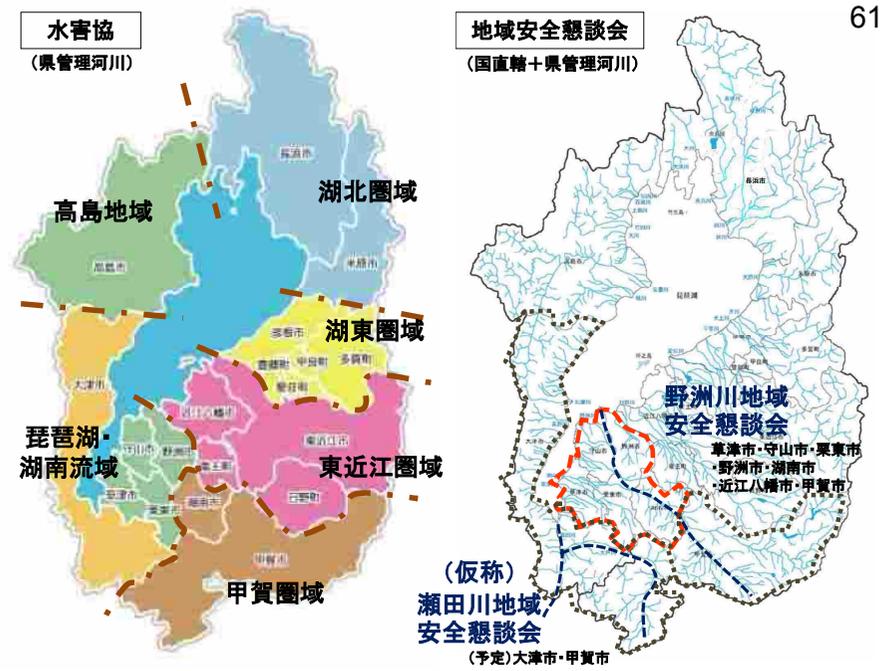
- 水害・土砂に強い地域づくりの目標設定
- 河川・流域の特性
地先の安全度評価、災害履歴、土砂リスク整理など
- 現状・課題を整理
- 「ながす」、「ためる」、「とどめる」、「そなえる」の4つの対策

担当者会議・防災情報WG

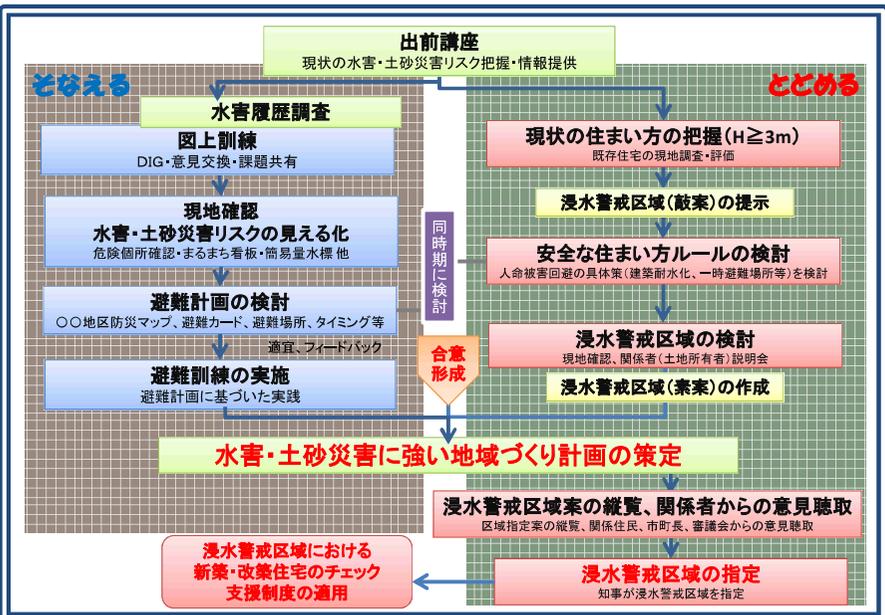
- 「そなえる」対策
(市町の地域防災計画等、対象地域全般)
HM作成、避難勧告基準設定、地区別避難判断水位設定、避難計画検討などの支援

住民WG

- 「そなえる」対策(地区避難計画)
自治会が作る具体的な避難計画を記載
「とどめる」対策(地区住まい方のルール)
はん濫が生じた場合でも命を守る対策



〇〇地区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の流れ



そなえる対策

とどめる対策

- そなえる対策:** 今お住まいの皆さまの命を守るための取組
 - 避難場所・避難経路
 - 避難のタイミング
 - たすけあいの仕組み
- とどめる対策:** 十年後・二十年後に地域を水害に強い地域にする取組(浸水警戒区域の指定を含む)
 - 家の建て替えの際、徐々に地盤高を上げていく
 - 住む場所と、住まないことで集落を守る場所(水田等)を区別する

水害図上訓練

みなさんで地図を囲みながら、避難所・避難場所の位置や自宅からの避難経路、危険箇所等を机上で確認していき、意見交換・課題共有を行う作業

東近江市きぬがさ城東自治会の事例



現地確認(まちあるき)

机上(水害図上訓練)で確認した危険箇所や、想定される浸水深がどの程度になるかを、現地を歩いて実際に確認し、地図上に明示していく作業

甲賀市黄瀬地区の事例



まるごとまちごとハザードマップ



設置された看板



東近江市葛巻の事例

看板デザインの投票

自治会版タイムラインの検討

大雨時の〇〇地区タイムライン(早逃げ)(案)

判断の目安	〇〇自主防災会	〇〇地区と住民の行動				
		Aグループ (●●小学校)	Bグループ (●●集会所)	Cグループ (●●避難所)	Dグループ (安全な自宅)	Eグループ (自宅)
大雨・洪水警報や大雨が予想される時	■自主防災会 対策本部の立ち上げ 自治会三役および自主防災会役員 事務所待機	気象情報に注意	気象情報に注意	※	気象情報に注意	気象情報に注意
天気の様子や気象情報(注意報、警報、台風予想など)から、今後7気象状況が変化する見込みで判断した時	■防災福祉会の防災担当を招集 ①情報収集 ②ハトロール等 ■各町の特長を把握	●②役割分担 ●ハトロール開始 をどうするか。	避難準備 ※避難に向けての心の準備を始める	避難準備 ※避難に向けての心の準備を始める	避難準備 ※避難に向けての心の準備を始める	避難準備 ※避難に向けての心の準備を始める
・自主防災会で、避難の必要性(警報など)がある下記の状況になると判断し、早逃げまたは、下記のいずれかの状況に至った時						
気象情報、市町の避難勧告等、地区内で浸水実績等からタイミングを判断						
大雨・洪水・暴風警報が発令						
避難準備・高齢者等避難開始が発令	■自治会より避難の呼びかけなどを実施 ■市長は各戸を回り、避難の呼びかけ	○	○	○	○	○
避難勧告が発令	④避難の基準とする 川口水位はどうかを確認する。	○	○	○	○	○
川口水位が〇〇に達した時	■対策本部を〇〇へ集結	○	○	○	○	○
△△川の観測水位の上の赤いラインまで水位が上昇した時 (△△川の天満が△△mのラインまで水位が上昇した時)	③リスクがある施設の場合、移設先はどこにするのか。	○	○	○	○	○
中心街の浸水が顕著な時	⑤その他 ●避難時の役割 ●避難後の役割 ●自治体制の構築 (●要配慮者への対応)をどうするか。	○	○	○	○	○
●●橋が壊れなくなる前		○	○	○	○	○
土砂災害メッシュ情報が「高」になったとき	①避難解除のタイミングをどうするか。	○	○	○	○	○
避難勧告の解除など	ハトロール、被害状況確認 住民支援(特に要配慮者)	○	○	○	○	○

⑥それぞれ避難のタイミングをどうするか。

逃げ遅れた時は、逃げ遅れマップに基づき避難する。

H28.11.13まちあるき・危険箇所などの確認状況



■各地区に分かれて、以下の項目について話し合ったうえで、作成する。

- ① いつ避難を始めるか(浸水、土砂災害別に)
- ② どこに避難するか(一時避難、二次避難)
- ③ どこを通って避難するか。危険箇所があるか。
- ④ 何を使って避難するか。(徒歩、自動車等)
- ⑤ 避難の際に、地域の人に手伝って欲しいこと。

美濃地区		我が家の避難カード (2015版)	
世帯(主)名	〇〇家	住所	甲斐市信濃町美濃〇〇〇〇
想定する災害の種類	大雨による浸水や土砂災害		
我が家のリスク	浸水リスク	最大〇〇m	土砂災害リスク (あり)なし
避難を始めるタイミング	大雨の降る前		
避難場所と避難方法	周辺の状況	避難場所	避難方法
連絡先	〇〇太郎	〇〇花子	〇〇敏之助
年齢	40	45	60
電話番号	011-1111-1111	011-1111-1111	011-1111-1111
マイカー	1111-1111	1111-1111	1111-1111
持物	現金		
常備薬	〇〇薬		
支援の要・不要	要・不要	要・不要	(要)不要
備前	家族で徒歩で通...		

★避難の際は裏面の防災マップを確認すること!
* 自宅の避難など、前掲から目印や詳しい所に貼り付けてください。また、いつでもこのカードが見られるように、扉の下にカバンや手帳に挟み、スマホで画像化して持ち歩いてください

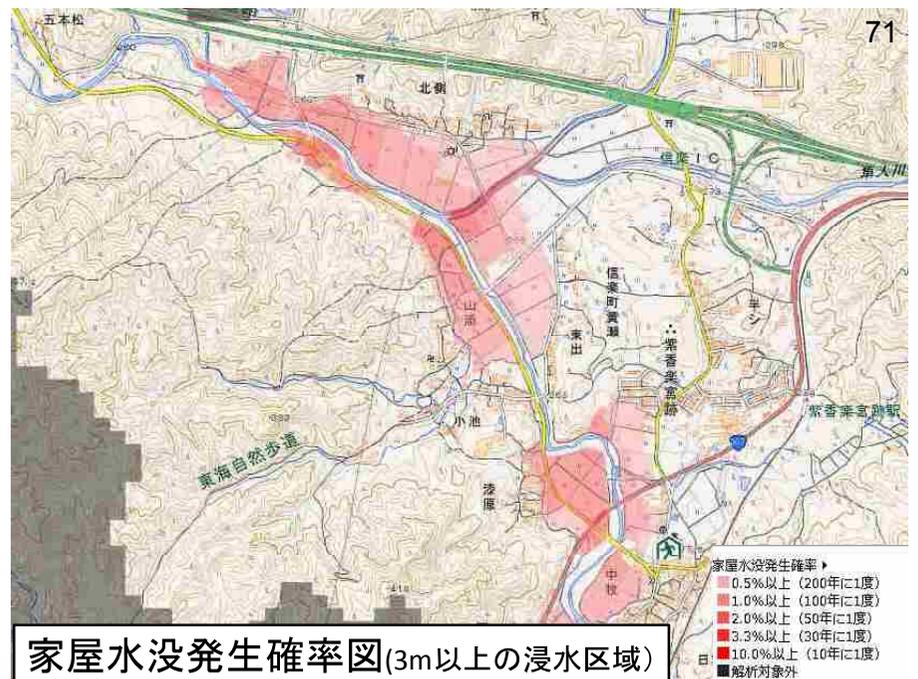
【記載情報】

- 水害・土砂災害リスク
- 避難のタイミング・場所・手段 (通常避難・逃げ遅れた時にわけて)
- 家族の連絡先
- 支援が必要な家族の情報



1. 200年確率降雨時に3m以上の浸水が予想される区域において、改築および新築される住居の2階が浸水しないかのチェックを県が行う。
2. 区域内の既存住宅建て替えの場合は、2階が浸水しないようにするための嵩上げ等を実施するように誘導する。その費用を一部助成する制度により支援。

将来にわたって水害に強い地域とするため、県が責任を持ってチェック／支援する制度が浸水警戒区域制度です。

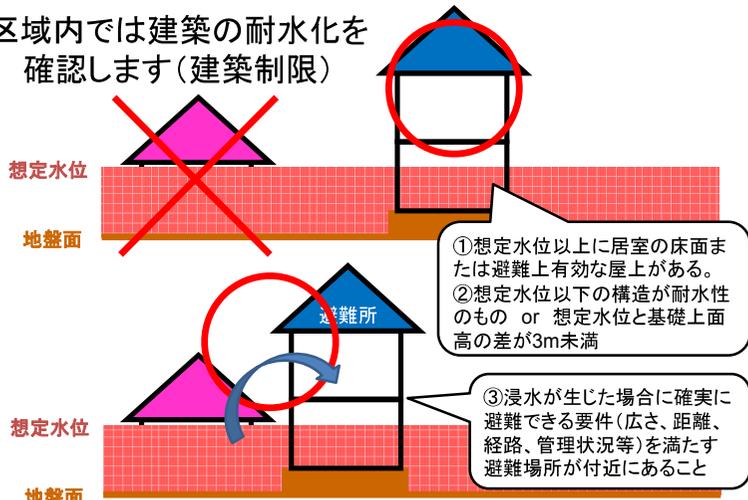


家屋水没発生確率図(3m以上の浸水区域)

とどめる対策
(安全な住まい方)

浸水警戒区域に指定されると何がかわるのか？

区域内では建築の耐水化を
確認します(建築制限)



新築・増改築時に知事が①～③の内容を確認します

とどめる対策
(安全な住まい方)

建物を建てる際の手続

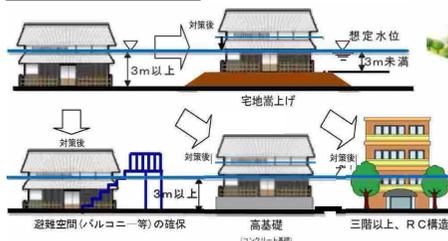


とどめる対策
(安全な住まい方)

水害に強い安全安心なまちづくり推進事業

基本

(1) 住宅の高上げへの助成



(2) 避難場所等への助成



【基本的な支援(補助)の考え方】

・流域治水条例における「浸水警戒区域」は、建築基準法に基づく「災害危険区域」と位置づけ、建築規制を適用し、安全な住まい方へ誘導するものです。
⇒ **個人住宅を浸水リスクに適した建築物(耐水化)に誘導し、その対策(改善)に対して補助を行うことを基本**とします。
なお、地区の特性等から避難場所整備が合理的な場合、避難場所等の補助を行います。

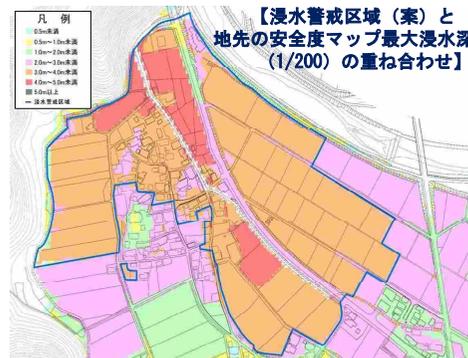
米原市村居田地区の取組状況について

米原市村居田地区における浸水警戒区域に関する取組経緯

【村居田WGの経緯】
H22.12:「米原市村居田地区水害に強い地域づくり住民WG」開始
H25.3: 水害に強い地域づくり計画を取りまとめ、一旦住民WGを終了
H26.7~H28.3
流域治水条例施行に伴い住民WGを再開、図上訓練や避難カード、家屋測量等の取組を実施
H28.3: 「米原市村居田地区水害に強い地域づくり計画(そなえる欄)」(原案)を取りまとめ、湖北圏域水害に強い地域づくり協議会に報告
【平成28年度取組経緯】
浸水警戒区域に関する取組(とどめる対策)を中心に行った。
H28.9.4: <浸水警戒区域に関する住民説明会>
浸水警戒区域(案)内の地区居住者を対象として実施

H28.11.26~12.17: 浸水警戒区域と支援制度に関する意見調査
浸水警戒区域内の居住者および地権者に意見調査を実施
H28.12.3~4: <浸水警戒区域と支援制度に関する個別説明会>
各世帯に個別に説明する場として、浸水警戒区域(案)内の地区居住者および地権者を対象に個別説明会を実施
(12.20: 村居田区非居住の土地所有者(8名)に資料送付)
H29.1.22: 浸水警戒区域指定の承認
平成29年度村居田区定例会において、議案第3号浸水警戒区域の指定について提案承認された。
H29.2.28: <湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会>
地域での取組状況について報告し、指定に向けた条例上の手続を進めることを了承いただいた。
H29.3.15~3.29: 浸水警戒区域指定の案の概観
H29.4.14~4.28: 米原市長への意見照会
H29.6.14: 浸水警戒区域の指定

【浸水警戒区域(案)と地先の安全度マップ最大浸水深図(1/200)の重ね合わせ】



これまでの取組風景



流域治水政策室HP

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/index.html>

滋賀県防災情報マップ

<http://shiga-bousai.jp/dmap/>

滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の取り組み

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/seiteigo26.html>

水害情報発信—水害の記録と記憶—

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/>



お問い合わせ: 滋賀県 土木交通部 流域政策局 流域治水政策室

Tel: 077-528-4291 E-mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp



都市局・河川局 通達(S45)

～建設省都計発第一号・建設省河都発第一号～

都市計画法による市街化区域および市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について

(各都道府県知事あて、都市局長、河川局長通達)

- 次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「**溢水、湛水、津波、高潮等による災害発生のおそれのある土地の区域**」(中略)とみなし、**原則として市街化区域に含めないものとする。**
 - (前略)概ね60分雨量強度50mm程度の降雨を対象として**河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び0.5m以上の湛水が予想される区域**
 - 前各項に該当していない場合でも、特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定される地域

土地利用計画における 水害リスク情報の活用

- 開発行為の申請をした場合、地先の安全度マップ等の水害リスク情報を参考に、土地利用計画を行うよう指導している。
- 彦根市、東近江市、米原市、近江八幡市、滋賀県(6町が対象)においては、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準に水害リスク情報を参照するよう明記している。

- 滋賀県(6町が対象) http://www.pref.shiga.lg.jp/h/jutaku/kaihatsu/files/gijyutu_13_1.pdf
- 彦根市 <https://www.city.hikone.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000002/2705/s13-H26-3.pdf>
- 東近江市 <https://www.city.higashiomi.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000006/6609/15pdfg13.pdf>
- 米原市 http://www.city.maibara.lg.jp/cmsfiles/contents/0000001/1935/gijyutukijun_h28.pdf
- 近江八幡市 <http://www.city.omihachiman.shiga.jp/cmsfiles/contents/0000011/11093/gijutsukijun.pdf>

建設事務次官通達(S34)

～発住第四二号～

風水害による建築物の災害防止について(建設事務次官通達)

三 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

記

- 一 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。
 - (一) 高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。
 - (二) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、土や土砂が直接建築物を流失させ、破壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。
- 二 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。
 - (一) 一の(一)の区域
 - 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。
 - (イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面(少なくとも避難上必要な部分の床面)を予想浸水面以上の高さとする。
 - (ロ) 予想浸水面下の構造は次の各号の一に該当するものとする。
 - a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの
 - b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの